

9. オーストラリアの人々、州政府、連邦政府に対し、オーストラリア国内および国際社会で条約をより広く適用することを促進するため、引き続いて行われるすべての努力が成功をおさめることを願う。

10. 条約の世界的活動に対するオーストラリア政府の継続的な支援に対し謝意を表明する。

決議VI. 21 湿地の現状に関する評価と報告

1. 締約国による湿地資源の状況の計測と報告にまつわる困難に関して、この会議中行われた様々な発表に留意し、また1997-2002年戦略計画の行動6. 1. 3と一致して、

締約国会議は、

2. 次の3年間で締約国と協議して以下のことを行うよう事務局に要請する。

(a) 湿地の現状評価への寄与が最大になるよう、国別報告書の中で提供される情報体系を吟味する観点から、必要かつ適切な場合には国別報告書を準備するための指針を修正できるような手順を次回締約国会議までに設立する。

(b) 国家的、地域的および地球規模で、湿地資源の状況の評価するために、合意に基づいた科学的な過程を確立すること。

3. 地域の社会集団やNGOが条約履行の過程で果たすことができる役割を認識し、また政府が条約の使命を成し遂げる際にNGOが協力できるような仕組みを開発することを締約国に奨励する。

決議VI. 22 ラムサール事務局移転の検討

1. 第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて開催)以降、ラムサール事務局が位置するスイス政府が提供してきた貢献と支援を認識するとともに感謝し、

2. IUCN(国際自然保護連合)が事務局にサービスを提供し、非常に緊密で積極的な支援をしたことに感謝し、

3. 条約の適切な遂行を保証するために必要とされる事務局の活動に係る運営費及び人件費の増加、そして締約国がこれら予算的要求に答えることは財政的に困難であることを懸念し、

4. 条約の効力を最大限に発揮するために財政効率を高めるよう、過去3年間にラムサール常設委員会及び締約国から事務局に与えられてきた指示を十分認識し、

5. 運営費のより効率の良い利用のために、そして可能な場合には条約の基本予算運用の費用削減のための機会を見極め追求するという、ここ数ヶ月にわたる事務局長および事務局によってなされた多大の努力の結実を記し、

締約国会議は、

6. ラムサール事務局の全体的な費用削減、あるいは予算追加のため恒久的な寄付を受ける為の方策の全般的な分析をすることを、常設委員会に対し指示する。

7. さらに事務局の協力を得、IUCNと緊密な関わりを持ちながら、ラムサール事務局の移転を行った場合に節約することのできる費用の具体的な分析を行い、両分析の結果を次回締約国会議において発表するよう、常設